

下記の建設工事について次のとおり一般競争入札を行うので、いちき串木野市契約規則(平成17年いちき串木野市規則第49号)第2条の規定に基づき公告する。

令和7年6月10日

いちき串木野市長 中屋 謙治

記

工 事 発 注 表	
発注工事種別	上水道工事
工事番号	水単第7号
工事名	照島地区配水管布設替工事
工事場所	いちき串木野市照島地内
入札方法	条件付一般競争入札(電子入札)
工事概要	[市道別府島平線①]施工延長L=86.0m 配水管布設工 HPPEφ150 L=86.0m 空気弁設置工φ25 N=1基 給水切替工 N=6件 [支線]施工延長 L=10.0m 配水管布設工 HPPEφ50 L=10.0m 仕切弁設置工 φ50×1基 給水切替工 N=1件 [市道 別府島平線②]施工延長 L=66.0m 配水管布設工 HPPEφ150 L=52.0m 繊維補強高密度PE L=14.0m 仕切弁設置工φ150×1基 空気弁設置工φ25 N=1基 給水切替工 N=1件 [支線]施工延長 L=29.0m 配水管布設工 HPPEφ50 L=29.0m 仕切弁設置工φ50×1基 給水切替工 N=4件 [里道]施工延長L=112.0m 配水管布設工 HPPEφ50 L=110.0m 仕切弁設置工φ50×1基 給水切替工 N=10件
工期	契約日から 令和7年11月28日 まで
入札予定価格(税抜き価格)	事後公表
最低制限価格設定の有無	有
工事費内訳書の提出の要・不要	要
発注区分・条件	以下の条件を満たしていること。 いちき串木野市入札参加資格の 上水道工事 格付 A 級を有している者
入札保証	免除
契約保証	契約金額が500万円を超える場合は契約金額の100分の10以上
前金払いの有無	契約金額が100万円以上の場合は契約金額の4割以内
設計図書等の閲覧期間	令和7年6月10日 ～ 令和7年6月22日
設計図書等の閲覧場所	いちき串木野市ホームページ
入札参加申込期限	令和7年6月17日(火) 午後5時 まで
入札参加申込先	かごしま県市町村電子入札システム
入札参加添付書類 (ホームページに様式掲載)	配置予定技術者調書(工事) 1部
入札宛名(申込書、入札書、委任状、契約書)	いちき串木野市水道事業 いちき串木野市長 中屋謙治
入札参加確認通知書送付期限	令和7年6月18日(水) 午後5時 まで
現場説明会開催日時	無
質問受付期限	令和7年6月17日(火) 午後5時 まで
質問受付場所	上下水道課 建設係 TEL 0996-21-5156・Fax 0996-21-5192 財政課 契約管財係 TEL 0996-33-5629・Fax 0996-32-3124
質問回答期限	令和7年6月18日(水) 午後5時 まで (※随時回答しますが、最終回答期限を示しています。)
質問回答場所	質問内容に応じ、いちき串木野市ホームページ
入札書受付期間	令和7年6月19日(木) 午前8時30分 ～ 令和7年6月20日(金) 午後4時 まで
入(開)札日・時	令和7年6月23日(月) 午前11時15分 から

入(開)札場所	いちき串木野市役所 串木野庁舎 2階 財政課
参加資格に関する事項	(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を有する者で、いちき串木野市建設工事等入札参加資格業者名簿に登録されていること。 (3) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。 (4) 市が公告の際に提示した条件等に適合していること。 (5) 対象工事に建設業法第19条の2の規定による現場代理人及び同法第26条の規定による主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること。 (6) 公告から入札時までの期間において、いちき串木野市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成18年いちき串木野市告示第26号)の規定に基づく指名停止を受けていないこと。 (7) いちき串木野市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がないこと。 (8) 電子交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がないこと。 (9) 会社更生法に基づく更生手続の決定を受けている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づく再生手続の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。 (10) その他建設業法等の法令及び規則等に違反していないこと。
入札の無効に関する事項	(1) 入札に参加する資格がない者が入札したもの (2) 談合その他不正な行為があったと認められるもの (3) 工事費内訳書の提出を求められた場合において、以下に該当するもの ① 工事費内訳書が提出されていない場合 ② 工事費内訳書が未提出であると認められる場合 (ア) 工事費内訳書の一部が提出されていない場合(白紙の場合も含む) (イ) 工事費内訳書と無関係な書類である場合 (ウ) 他の工事の工事費内訳書である場合 (エ) 工事費内訳書に押印が欠けている場合(電子入札により提出する場合を除く) (オ) 特記仕様書等に指示された事項を満たしていない場合 (4) その他市長があらかじめ指示した事項に違反したもの
注意事項(※)	(1) 入札参加申込書及び入札書等を提出する際は、かごしま県市町村電子入札システムにより行うこと。 (2) 工事費内訳書の提出を求められた場合において、工事費内訳書(入札書添付用)(ホームページに様式掲載)を添付すること。 (3) 電子入札をすることができない場合は、入札書提出締切日前日の午後5時までに紙入札参加申請書を提出し、承認を得ること。 (4) 入札を紙入札にて提出する際は、入(開)札日時の30分前までに持参により財政課契約管財係へ提出すること。 (5) 現場代理人、主任技術者、監理技術者は、入札参加申込日から3か月以内に雇用された者ではないこと。 (6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (7) その他、いちき串木野市電子入札運用規約による。